

# 板橋区施設型給付費等の支払いに関する要綱

(平成 27 年 3 月 26 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に規定する施設型給付費(法第 27 条に規定する施設型給付費及び第 28 条に規定する特例施設型給付費をいう。)、地域型保育給付費(法第 29 条に規定する地域型保育給付費及び第 30 条に規定する特例地域型保育給付費をいう。)並びに副食費(「幼児教育・保育の無償化」に伴う副食費の板橋区費助成基準(令和元年 11 月 1 日区長決定。以下「副食費助成基準」という。)に基づき助成する副食費をいう。以下同じ。)の支払いに関し、子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法、令、府令、板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱(昭和 58 年 8 月 10 日区長決定)及び板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金事務処理要領(平成 7 年 4 月 1 日教育長決定)で使用する用語の例による。

(施設型給付費等の請求及び支払い)

第 3 条 特定教育・保育施設(以下「各施設」という。)の長は、施設型給付費等(第 1 条に掲げる施設型給付費、地域型保育給付費及び副食費をいう。以下同じ。)を原則として請求に係る月の 5 日までに、請求書(別記第 1 号様式)により区長に請求するものとする。ただし、各施設のうち法第 31 条第 1 項第 2 号に定める幼稚園の長は、請求書(別記第 1 号様式の 2)により請求できるものとする。

2 各施設の長は、前項の請求にあたり児童名簿(別記第 2 号様式)を併せて提出するものとする。ただし、請求に係る児童以外の児童の情報は、省略できるものとする。

3 各施設の長は、第 1 項の請求にあたり、年度当初の請求にあつては、職員の構成(別記第 3 号様式)を添付し、年度の途中で職員に異動があった場合は職員異動届(別記第 4 号様式)を提出するものとする。

- 4 区長は、第1項の請求にあたり各施設の長から、児童の入園契約書の写し並びに職員の履歴書及び資格証の写し等、必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 区長は、前3項の規定により提出された書類を、施設型給付費にあつては法第27条第7項、地域型保育給付費にあつては法第29条第7項の規定に基づく基準に、副食費にあつては副食費助成基準に照らして審査したうえで、速やかに施設型給付費等を支払うものとする。ただし、特定利用地域型保育に係る給付費については、基本分単価から給食材料費相当額を減じないものとする。

(区外施設への支払い)

第4条 区長は、区外の各施設又は他の市区町村から板橋区に居住する児童の施設型給付費等について協議があつたときは、当該施設に対し施設型給付費等を支払うものとする。この場合の請求及び支払いの手続きは、区内の施設と同様とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長又は教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続等は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規定は、令和元年10月分の施設型給付費等の請求及び支払いから適用し、同年9月分までの請求及び支払いについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 請 求 書

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地

\_\_\_\_\_

名称

\_\_\_\_\_

施設名

\_\_\_\_\_

代表者職氏名

\_\_\_\_\_

施設型給付費・地域型保育給付費等について下記のとおり請求します。

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月分として

\_\_\_\_\_

# 請 求 書

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地

名称

施設名

代表者職氏名

施設型給付費・地域型保育給付費等及び保護者負担軽減補助金について下記のとおり請求します。

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月分として

公定価格	円	特定負担額	円
------	---	-------	---

内訳

クラス年齢	認可定員	全在園児数	板橋区在住園児数	特定負担額
満3歳児				
3歳児				
4歳児				
5歳児				
合 計				